

## 三木町議会告示第2号

三木町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年12月26日

三木町議会議長 市原 信夫

## 三木町議会規程第2号

### 三木町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

三木町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程(令和5年三木町議会規程第1号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第11号及び様式第17号表中「個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)」を「個人番号カード」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の三木町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の三木町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。